

盛岡市立うえだ保育園の 民営化について

保護者説明会資料

【民営化についての問い合わせ先】

盛岡市 子ども未来部子育てあんしん課

〒020-0884

盛岡市神明町3 - 29 盛岡市保健所 1 階

電話 : 019-613-8347 (直通)

ファクス : 019-652-3424 (直通)

E-mail : kosodateansin@city.morioka.iwate.jp



■本日の説明内容

1 市立保育園民営化の概要について

- (1) 民営化の背景
- (2) 市内における保育所の現状
- (3) 盛岡市の保育所民営化方針
- (4) これまでの民営化の状況

2 うえだ保育園民営化のスケジュール等について

- (1) 民営化のスケジュール
- (2) 民営化による主な変更点
- (3) 民営化に向けた取組
- (4) 移管後のフォローアップ



1 - (1) 民営化の背景

- 待機児童の解消

平成29年4月時点 0名

ただし年度末に向けて待機児童が増える

特に0歳児から2歳児までの待機児童が多い

- 保育ニーズの多様化への対応

休日保育，長時間延長保育など

- 厳しい財政状況のなか，子ども・子育て支援などの施策への対応が求められている

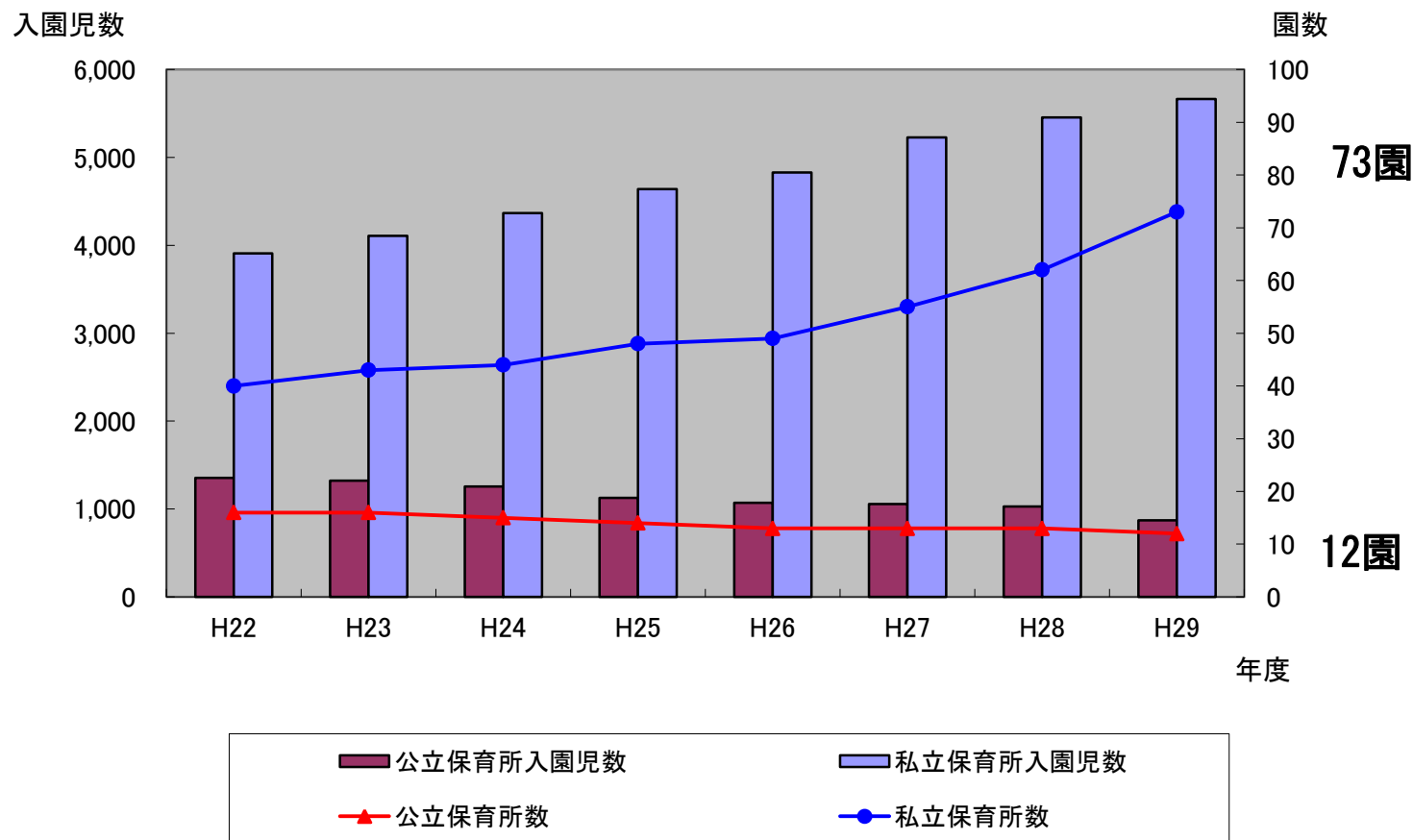
- 「最小の経費で最大の効果」をあげる

例：私立の場合，施設整備に国の助成が得られる など



1 - (2) 市内における保育所の現状

公立・私立保育所数・入園児童数比較



○ 基準日：毎年度5月1日現在

1 - (3) 盛岡市の保育所民営化方針 (平成18年 1 月制定)

- 平成20年度から公立保育所を順次民営化。
- 保育所運営に意欲的な法人で安定的・継続的に運営でき、保育方針や目標を持って保育を行う法人を選定
- これまでの園の保育の内容を継承し、保護者の意見を取り入れながら運営していくことを基本的な方針とする。
- 園の保育内容や行事などは原則として継承するとともに、子ども一人ひとりの状況をきめ細かく移管先法人へ引継ぐなど、保育の引継ぎには万全を期す
- 公立保育所の職員は他の公立保育所へ配置転換を行い、定年などによる退職者を補充しないで民営化

1 - (4) これまでの民営化の状況

園舎の改修などによる保育サービス拡充の可能性や地域の保育需要などを考慮し、概ね5年毎に、対象とする園（3園程度）やスケジュールを定めています。

第1次民営化実施計画（平成18年度から平成22年度）、第2次民営化実施計画（平成23年度から平成27年度）では、

- (1) **津志田保育園**（第1次：平成20年度）
- (2) **なかの保育園**（第1次：平成21年度）
- (3) **本宮保育園**（第2次：平成24年度）
- (4) **飯岡保育園**（第2次：平成25年度）
- (5) **くろいしの保育園**（第2次：平成26年度）

の5園を民営化しました。

1 - (4) これまでの民営化の状況

- 現在は、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする第3次民営化実施計画の実施期間となります。
- 民営化の対象となっている保育所は次のとおりです。

移管年度	保育所名 所在地	事業開始年月日 施設建築年	敷地面積 建築面積	定員 保育開始 年齢 (民営化前)
平成29年度 (移管済)	みたけ保育園 盛岡市青山三丁目 37-47	昭和30年4月1日 昭和53年(建替)	2,928㎡ 728㎡	120人 生後8週
平成30年度 (引継保育 実施中)	永井保育園 盛岡市永井10- 172	昭和51年4月1日 平成15年(建替)	2,131㎡ 601㎡	90人 1歳
平成31年度	うえだ保育園 盛岡市高松一丁目 9-43	昭和52年4月1日 昭和52年	2,473㎡ 582㎡	90人 1歳

1 - (4) これまでの民営化の状況

民営化後の各園の保育サービスの状況

項 目	施設名	民営化前		民営化後
定 員	津志田保育園	90人	⇒	120人（30人増）
	なかの保育園	90人	⇒	120人（30人増）
	本宮保育園	120人	⇒	140人（20人増）
	飯岡保育園	120人	⇒	130人（10人増）
	くろいしの保育園	90人	⇒	110人（20人増）
	みたけ保育園	120人	⇒	130人（10人増）
保育開始年齢	津志田保育園	1 歳児	⇒	生後3か月
	なかの保育園		⇒	生後3か月
	くろいしの保育園		⇒	生後8週
延長保育	津志田保育園 なかの保育園 本宮保育園 飯岡保育園 くろいしの保育園 みたけ保育園	19時までの1 時間	⇒	20時までの2 時間

IV 民営化実施計画の実績

民営化後に新たに実施された保育サービス

施設名	項 目
津志田保育園	①休日保育 ②一時預かり事業 ③子育て支援センター事業 ④病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）
なかの保育園	①一時預かり事業 ②子育て支援センター事業 ③病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）
本宮保育園	①休日保育
飯岡保育園	①子育て支援センター事業
みたけ保育園	①病児・病後児保育事業（体調不良児対応型） ②子育て支援センター事業（青山保育園から移管）

■本日の説明内容

1 市立保育園民営化の概要について

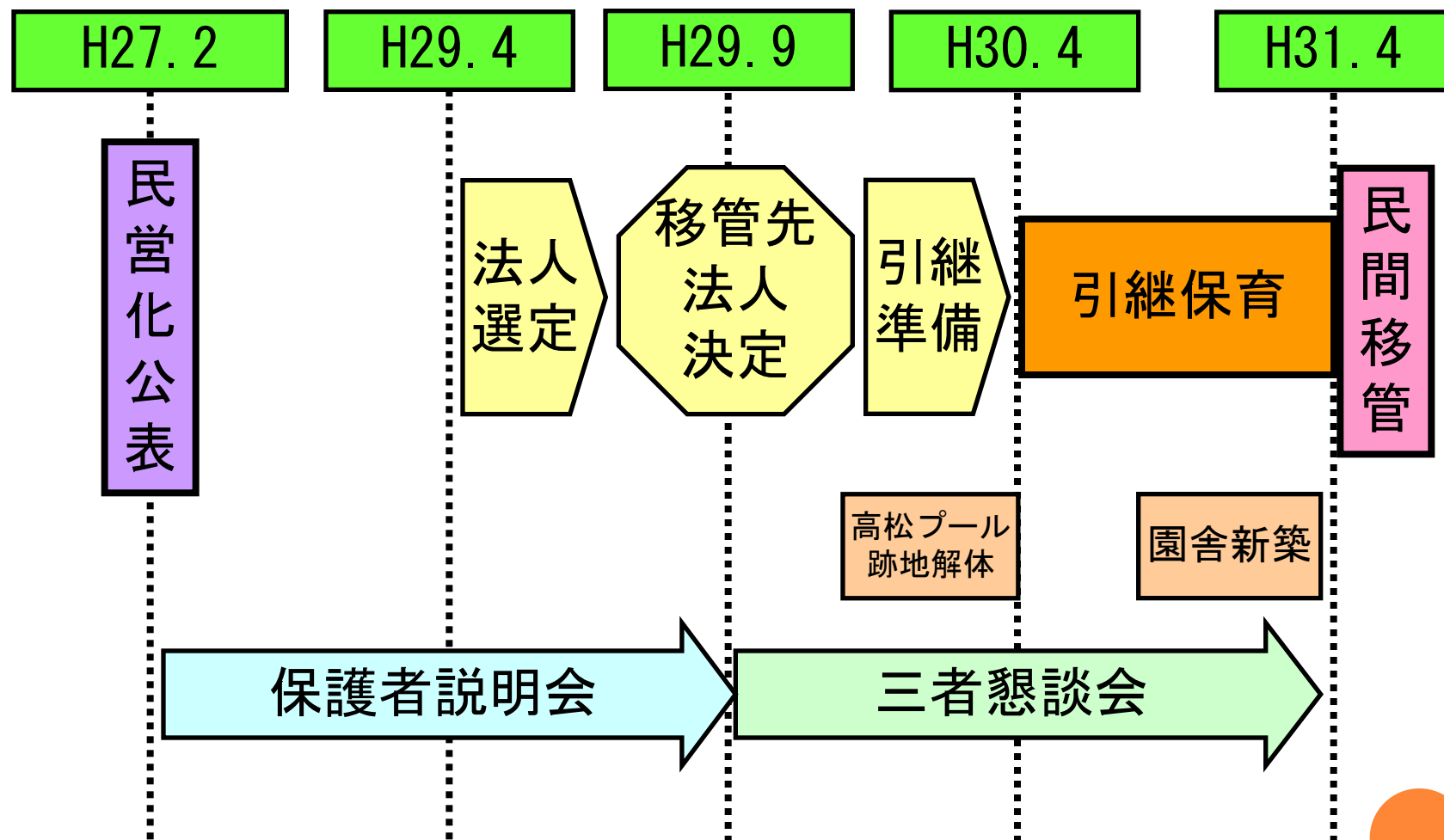
- (1) 民営化の背景
- (2) 市内における保育所の現状
- (3) 盛岡市の保育所民営化方針
- (4) これまでの民営化の状況

2 うえだ保育園民営化のスケジュール等について

- (1) 民営化のスケジュール
- (2) 民営化による主な変更点
- (3) 民営化に向けた取組
- (4) 移管後のフォローアップ



2-(1) 民営化のスケジュール



2-(1) 民営化のスケジュール



2-(2) 民営化による主な変更点

項 目	民営化前		民営化後
運営主体	盛岡市	⇒	移管先法人
職員	市職員	⇒	移管先法人の職員
保育料			変更なし
園の行事			変更なし (保護者アンケートなどにより 希望が出た場合は別途検討)
園 舎	築38年	⇒	新築
保育開始年齢	1 歳児	⇒	0 歳児
定 員	90人	⇒	増員

○ 午後8時までの延長保育，一時預かり，休日保育，病児・病後児保育（体調不良児対応型）については，保育需要の動向を踏まえ，実施を検討します。

2-(3) 民営化に向けた取組

ア 移管先法人の選定

○移管先法人は公募により選定します。

（岩手県内に本部があり，認可保育所の運営実績がある社会福祉法人等を対象に移管先を公募します）

○事業計画等の審査を行う選定委員会を設置します。

委員は学識経験者など5名程度です。

選定委員会は非公開ですが，応募者からのヒアリングは公開とします。

○選定委員会での審査内容に基づき，市が移管先法人を決定します。

2-(3) 民営化に向けた取組

イ 保護者・移管先法人・市の三者による話し合いの場の設置

円滑な移管を行うためには、保護者・移管先法人・市の間での信頼関係が大切となりますので、移管先人の決定後、速やかに三者による話し合いの場（三者懇談会）を設けます。

三者懇談会を通じて「移管計画」を作成します。また、移管の進捗状況などの情報を共有し、移管の過程で生じた課題については、懇談会での話し合いを通じて解決を図っていきます。



2-(3) 民営化に向けた取組

ウ 「移管計画」の策定と進行管理

移管に向けて必要な準備やスケジュールなどを市、移管先法人、保護者会の三者で共有し、引継保育など準備を進めていくために、三者懇談会を通じて「移管計画」を作成します。

円滑に移管が行われるよう、移管計画に基づき進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には三者懇談会での話し合いなどを通じ、移管先法人に対し指導・助言を行います。



2-(3) 民営化に向けた取組

エ 引継保育の実施

移管の際は市職員と移管先法人職員が合同で保育にあたる「引継保育」の期間を設けます。

移管の期間中に子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継保育を行います。

引継保育の期間は1年を目安としますが、保育所の状況を踏まえ、保護者・移管先法人・市で協議のうえ、移管計画において定めます。



2-(4) 移管後のフォローアップ

ア 移管後の保育内容の確認等

移管後においても、市職員の訪問指導を継続して行います。また、三者懇談会を引き続き設置して保育内容を確認し、必要に応じて市からの助言、指導を行います。

イ 移管後における市の支援

他の私立保育所と同様に運営に要する費用の一部に補助金を交付するほか、研修の機会を提供するなど支援していきます。

ウ 保育内容の評価と結果の公表

移管後の保育内容について、保護者へのアンケート等を実施し、運営状況への評価等を公表します。



VII 民営化に関するQ & A

Q 民営化した場合、保育所の保育の質は下がるのではないかな？

A 公立・私立の別を問わず、保育所ごとに厚生労働省が定める「保育所保育指針」や保護者との話し合いに基づき保育の内容を決定します。民営化することで保育の質が下がるという認識は持っていません。

また、これまでの移管先法人の公募にあたっては、法人が市内ですでに保育所の運営実績を持っていることや、移管後の職員体制について、最低1名は10年以上の保育経験を有すること、保育士の3分の1以上は5年以上の保育経験を有する者とするなどの条件を付けています。

VII 民営化に関するQ & A

Q 民営化した場合，保育士が全員変わって子ども達に影響がないのか？

A 民営化にあたって市と移管先法人で1年間を目安に引継保育を実施します。

移管する前年の4月に，移管先法人から主任保育士と保育士が派遣され，市職員の身分を持って保育にあたります。10月からさらに移管先法人から保育士が派遣され，各クラスに入り保育を行います。

原則として，移管後の4月には，引継保育期間中に派遣され園の様子や子どもたちの状況を把握している保育士が，各クラスの担任となります。

